



公共建設工事における再生資源活用について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成7年3月1日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

管号外
平成7年3月1日

土木部長

公共建設工事における再生資源活用について（通知）

このことについて、「公共建設工事における再生資源活用実施要領」を定め、この取扱いについては、平成6年3月18日付発管第241号「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」で通知していますが、その後の新たな再資源化施設等の立地に伴い、この実施要領の参考資料（参考 - 3 ~ 参考 - 8）を改訂したので通知します。

なお、今後とも、「公共建設工事における再生資源活用実施要領」の主旨を十分認識し、建設副産物の再資源化施設への搬出と再生資源の利用の促進に努め、公共事業の適正かつ円滑な執行を図ってください。

（参考資料省略）